

## IV 屋外広告物の設置及び管理について

### 1 管理者の設置

広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにするため、簡易な広告物を除き、広告物の管理者を設置することが義務付けられています。

#### (1) 屋外広告物管理者の設置義務

- ① 対象となる広告物  
置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物以外
- ② 屋外広告物管理者の要件
  - ア 栃木県が行う屋外広告物講習会修了者
  - イ 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う屋外広告物講習会修了者
  - ウ 国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が広告物の表示物件の設置に関し、必要な知識について行う試験に合格した者
  - エ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は広告美術仕上げに係る職業訓練修了者
  - オ 営業所における広告物の設置業務の責任者として通算5年以上の実務経験を有し、かつ過去5年以上屋外広告物に関する法令違反をしていない者

#### (2) 屋外広告物管理者の設置等の届出

- ① 屋外広告物管理者を設置した場合、屋外広告物管理者等設置（変更）届出書（別記様式第13号）を提出してください。
- ② 管理者の氏名、住所等を変更した場合は屋外広告物管理者等設置（変更）届出書を提出する必要があります。
- ③ 屋外広告物管理者等設置（変更）届出書を提出する際には管理者の資格を有する書面（屋外広告物講習会修了証明書等の写し）の添付が必要です。

#### (3) 屋外広告物の点検及び管理

- ① 屋外広告物の変更又は更新の申請を行うに当たっては、屋外広告物講習会を終了している等管理者の資格を有している者が点検を行い、「屋外広告物安全点検報告書（様式第4号）」を作成し、添付することが必要です。
- ② 広告物を管理する者は、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持する必要があります。

## 2 屋外広告業の登録（宇都宮市を除く※栃木県内全域が対象です。）

### (1) 屋外広告業

屋外広告業とは、広告主から広告物の表示等に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示する業のことをいいます。

### (2) 屋外広告業を営む場合

栃木県内（宇都宮市の区域を除く。）において営業所の有無に関わりなく、業として広告物の表示等に関する工事を請け負う場合には、あらかじめ栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録を受ける必要があります。詳しくは下記の栃木県屋外広告物に関する事務担当までお問い合わせください。

※宇都宮市においては宇都宮市屋外広告物条例に基づき登録を受ける必要があります。詳細は宇都宮市役所屋外広告物担当部署にお問い合わせください。

## 3. 屋外広告物講習会

栃木県では広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的とした講習会を年1回開催しています。詳しくは下記の栃木県屋外広告物に関する事務担当までお問い合わせください。

### ○栃木県屋外広告物に関する事務担当

栃木県県土整備部都市計画課景観づくり担当  
320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 14 階  
電話番号：028-623-2463 F A X 番号：028-623-2595  
Email：[toshikei@pref.tochigi.lg.jp](mailto:toshikei@pref.tochigi.lg.jp)